

2016年11月25日

公認心理師養成カリキュラムと国家試験に関する考え方

日本学術会議心理学・教育学委員会「心理学教育プログラム検討分科会」

日本学術会議心理学・教育学委員会「健康・医療と心理学分科会」

平成27年9月成立した公認心理師法は、同法制度推進室により公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム（以後ワーキングチームと略す）が編成され、平成28年11月4日からカリキュラム、国家試験等の検討をスタートさせている。同ワーキングチームには、上記2つの分科会から構成員1名を推薦した。同構成員は、ワーキングチームの関係団体・有識者のヒアリングにおいて、両分科会の策定した学部・大学院カリキュラム並びに国家試験に係る具体案を提示した。

カリキュラムと国家試験に関わる本具体案の考え方は、公認心理師法並びに文部科学省高等教育局依頼による心理学教育の参照基準に準拠しており、その要旨は下記の3点に集約される。公認心理師のカリキュラム等の検討においては、これらの点が十分に検討され反映されるべきであると考え、本文書を作成するものである。

なお、両分科会は、今年度内に「公認心理師養成はどうあるべきか（仮題）」というタイトルの学術会議提言を公表する作業に取り組んでいる。

1. 公認心理師法によると、国家試験受験資格者は、学部並びに大学院において心理学の知識・技術の学修した者（以下、1号受験者と略す）と、心理学を学修し学部卒業後、省令で定められた施設や業務年数を経た実務経験者（以下、2号受験者と略す）に与えられると定めている。公認心理師法第7条と附帯決議第2項によれば、履修科目や国家試験に関して、1号と2号受験者は平等に扱うことになる。従って、1号と2号受験者のどちらかが不利になる国家試験とすることは法的に問題がある。公認心理師法5条で「試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行う」とされており、大学院でのみ教えられる「知識」の試験出題は、2号受験者にとって不平等となるため、出題できない。それ故、国家試験は、1号と2号受験者が平等に学修した学部での「知識」と、大学院並びに実務経験で得た「技能」につい

て行うと考えるのが至当である。

2. 上記の点から、学部の心理学カリキュラムは、2008年中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて：大学学生の学士力の質保証」および、文部科学省高等教育局が日本学術会議に諮問し、学術会議が回答した「大学教育の分野別質保証のための教育編成上の参照基準」に則り、学術会議の心理学参照基準分科会が策定した「学士課程の参照基準（心理学分野）」に準拠して、学部卒業者の学士力の質保証をする心理学カリキュラムが編成されねばならない。特に、公認心理師の活動の基礎として重要なのは卒業論文である。卒業論文を作成する過程を通して、問題発見や課題解決の能力、柔軟な思考力、表現力、長期的な自主研鑽を継続して積む能力が養われることが、参照基準に明記されている。さらに、カリキュラムの実施・評価に当たっては、「標準シラバス」を作成し、「理解すべきねらい」と「教育に含むべき事項」を科目ごとに策定し、科目担当者はシラバスと到達目標を公表して、学生の到達度を評価することで、教育内容の質を担保する必要がある。
3. 国家試験に係る学部カリキュラムの科目に選択科目が含まれるのは、国家試験としてなじまず、全て必修科目であらねばならない。また、公認心理師の職能は、医療・教育・福祉さらに司法、産業の領域における汎用性があると法に規定されている。従って、学部では、これら5つの領域の知識を修得する科目を設定する必要がある。さらに、心理学の学士力という点から、世界標準の生物・心理・社会の3領域を含む科目設定が重要である。特に「認知神経科学」、「神経心理学」、「比較心理学」といった生物学的心理学領域の科目を必修とすることは、これらの知識が公認心理師の医療分野での活動において不可欠であり、さらに「臨床医学」や「精神医学」を履修する上でも必要となるという点から重要である。

以上